

「奈良県安全・安心まちづくりアドバイザー派遣事業」実施要綱



(平成21年9月8日制定)

一部改正 平成25年2月11日

一部改正 平成28年3月1日

一部改正 平成29年3月1日

奈良県安全・安心まちづくり推進課

(趣旨)

第1 この要綱は、「自らの安全は自らで守る」「地域の安全は地域で守る」という自助及び互助の意識を持ち、地域で自主防犯及び防災活動に先進的に取り組んでいる者を「奈良県安全・安心まちづくりアドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）として委嘱し、県、市町村及びアドバイザーが連携して県の安全・安心まちづくり（犯罪や災害に強い安全で安心なまちづくりをいう。以下同じ。）を推進することを目的とする。

(アドバイザーの活動内容)

第2 アドバイザーは、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 地域住民に対する防犯意識の普及及び啓発
- (2) 自主防犯団体の組織化及び活性化に関する支援及び助言
- (3) 地域の防犯訓練に対する支援及び助言
- (4) 地域住民に対する防災意識の普及及び啓発
- (5) 自主防災組織の組織化及び活性化に関する支援及び助言
- (6) 地域の防災訓練に対する支援及び助言
- (7) その他地域の防犯力及び防災力の向上に関すること

2 アドバイザーは、名称、委嘱状及び身分証を政治、宗教及び営利を目的とする活動に利用してはならない。

(委嘱要件)

第3 県は次に掲げる要件を満たしている者のうちからアドバイザーを委嘱するものとする。

- (1) 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- (2) アドバイザーの活動に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
- (3) 健康で活動力を有すること。
- (4) アドバイザーの活動を理解している者であること。
- (5) 県政について理解・協力する意思のあること

(委嘱手続)

第4 第3の委嘱は、次に掲げる者から県に提出された「安全・安心まちづくりアドバイザー登録推薦書（様式第1号）」の内容を審査の上、適当と認められる者について行うものとする。

- (1) 知事
- (2) 市町村の長
- (3) 地域における防犯又は防災に資する取組を主な活動内容とする団体の長

- (4) アドバイザー
- (5) その他知事が適当と認める者

2 県は、アドバイザーを委嘱する場合、当該アドバイザーに委嘱状（様式第2号）及び身分証（様式第3号）を交付する。

（委嘱期間）

第5 アドバイザーの委嘱期間は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、再委嘱を妨げない。

（委嘱の取消し）

第6 県は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合には、その委嘱を取り消すことができる。

- (1) 本人が死亡し、又は本人から辞退する旨の申出があった場合
- (2) アドバイザーとしてふさわしくない行為を行ったと認められる場合

（研修）

第7 県は、アドバイザーを対象として、その委嘱の目的を達成するため必要な研修を行い、資質向上を図るものとする。

（運用）

第8 県、市町村及びアドバイザーは、それぞれ協力して、安全・安心まちづくりの推進に取り組むものとする。

- 2 県は、県政出前トークの実施等により、アドバイザーの活動を支援するものとする。
- 3 市町村は、自治会長等の関係者にアドバイザー派遣事業の周知等を行い、アドバイザーが円滑に活動を行うことができるよう支援するものとする。

（情報提供）

第9 県及び市町村は、アドバイザーに対し、安全・安心まちづくりに関する情報の提供に努める。

- 2 県は、前項の規定によりアドバイザーに情報を提供したときは、その内容を市町村に送付するものとする。

（派遣対象）

第10 アドバイザーの派遣を申請することができる団体等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 防犯及び防災活動に取り組み、又は取り組もうとする団体等（市町村、自治会、自主防犯団体、自主防災組織、学校等）
- (2) 官民が連携して防犯及び防災活動に取り組むために組織された団体（まちづくり推進協議会等）
- (3) 地域と連携して防犯及び防災活動に取り組み、又は取り組もうとする事業者等

2 アドバイザーの派遣を行う講義・訓練等は、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 広く一般の県民を対象に開催されるものであって、次のいずれかに該当すること。
 - ア 第2のアドバイザーの活動内容に合致するもの
 - イ その他安全・安心まちづくりの推進のため県が適当と認めたもの
- (2) おおむね10名以上の参加者を見込んで実施されるものであること。
- (3) 営利目的又は政治思想、宗教の教義等を広める目的で開催されるものではないこと。
- (4) 参加者から費用を徴する場合は、その費用が社会通念上適正であること。
- (5) 事業者等が実施する場合は、社会貢献活動の一環として行うものであること。

(派遣の手続)

- 第11 アドバイザーの派遣を希望する団体等は、派遣希望日のおおむね1ヶ月前までに「奈良県安全・安心まちづくりアドバイザー派遣申請書」(様式第4号)を県に提出するものとする。
- 2 県は、前項による派遣の申請があった際には、その可否を決定し、アドバイザーに連絡及び依頼をするとともに申請者に通知する。
- 3 アドバイザーが講義・訓練等で使用する設備、機材等については、原則申請者が準備する。ただし、申請者が準備できない設備、機材等については、アドバイザーが県又は市町村等から借用する。
- 4 県は、アドバイザー派遣後、派遣アドバイザーの資質向上のため申請者に対しアンケートを提出させるものとする。

(費用の負担)

- 第12 県は、前条の規定により講義・訓練等に派遣を決定したアドバイザーに対する謝金及び旅費を県の規定に基づき負担するものとし、その支払は次条の規定による報告を確認後、速やかに行うものとする。
- 2 申請者が市町村や学校等の公共的団体の長である場合、また、民間の事業者が当該従業員に対して行う研修等でアドバイザーを活用する場合、県は前項の謝金及び旅費を負担しない。

(実績報告)

- 第13 アドバイザーは、派遣終了後、速やかに「奈良県安全・安心まちづくりアドバイザー派遣実施報告書」(様式第5号)を県に提出しなければならない。

(その他)

- 第14 この要綱に定めるもののほか、アドバイザー派遣事業に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。